

— 金融機関にお勤めの方のバイブル —

## 「金融機関営業担当者のための法律・税金・会計ハンドブック」とは？

本書は、金融機関にお勤めの方（特に営業担当者）を対象に編纂したハンドブックです。お客さまから信頼を得るための必須情報を満載しており、提案セールスの知恵袋として、ご好評をいただいております。

### 平成21年度版「法律・税金・会計ハンドブック」の概要

〈サイズ〉 A4判 正味約320ページ（目次・索引を除く）

〈価格〉 1冊 2,625円（うち消費税等125円）

〈作成コンセプト〉

- ☑ 渉外業務、ローンや投信等運用相談窓口など営業全般で活用が可能
- ☑ お客さまから相談の多いテーマを選定
- ☑ 図表・図解・図説により、一目で理解が可能（充実した索引）
- ☑ 毎年の法律改正を踏まえ、毎年改訂版により最新情報を提供  
（税務・法律の各分野の冒頭にその年の主な改正点を記載）

〈利用実績〉

みずほフィナンシャルグループの外、多数の地方銀行・信用金庫・信用組合様で利用実績

### 平成21年度版の主な改正・新設項目等

〈セールスに役立つ応用知識〉

・お客さまから特に質問が多いテーマとして以下を選定し、セールスに役立つ応用知識をコンパクトに解説！

- ☑ 事業承継の進め方（新設の政府支援策「中小企業経営承継円滑化法」と「非上場株式に係る納税猶予制度」を追加）
- ☑ 個人の公募株式投資信託の税務（改正された証券税制に基づき、売買と分配金受取り時の申告要否などのポイントをわかりやすく解説）
- ☑ 【新設】公的年金の基礎知識（老齢年金を中心にポイントをわかりやすく解説）
- ☑ 住宅ローン控除の活用法 ☑ 変額個人年金保険の税務

〈主な改定・新設項目・特徴〉

- ☑ （法律）内容を整理し、必須項目を厳選、会社法はわかりやすく解説
- ☑ （税金）拡充された住宅・土地税制、個人の証券税制などに対応
- ☑ （会計）工事契約会計を新設

〈その他〉

- ☑ 法律・税制等の改正に伴う記載内容の変更点をコンパクトに整理し、みずほ総合研究所のホームページ（[www.mizuho-ri.co.jp/](http://www.mizuho-ri.co.jp/)）に掲示しますので今年度の各種制度の改正内容や変更点の把握にご活用いただけます。

## 目次 (抜粋)

### 第1編 営業に必要な税務

#### 第1章 個人所得の税金 (不動産譲渡を除く)

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 個人所得の税率等便覧
3. 所得税・住民税の計算の仕組み
4. 非課税所得の主なもの
5. 各種所得の金額
6. 有価証券に対する課税関係
7. 所得の総合と損益通算
8. 所得控除と税額控除
9. 申告と納付
10. 青色申告
11. 源泉徴収制度
12. 個人事業税
13. 国外送金等に伴う必要な手続

#### 第2章 個人の不動産譲渡の税金

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 個人の不動産譲渡の税率等便覧
3. 土地等・建物等の譲渡所得の税額算出方法
4. 居住用財産譲渡の特例 (譲渡益が生じる場合)
5. 居住用財産譲渡の特例 (譲渡損失が生じる場合)
6. 事業用資産の買換え特例
7. 固定資産の交換の特例
8. その他の特例

#### 第3章 法人所得の税金

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 法人所得の税率等便覧
3. 基本的事項
4. 資産の税務
5. 収益の税務
6. 費用の税務
7. 損失の税務
8. 引当金・準備金
9. 不動産の譲渡損益の特例
10. 借地権の税務
11. 欠損金の繰越し及び繰戻し還付
12. 税額計算、申告、納付
13. 法人住民税と事業税
14. 連結納税制度
15. 企業再編についての税制

#### 第4章 消費税の概要

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 基本的な仕組み
3. 課税の対象

4. 納税義務者等
5. 経理処理方式
6. 税額計算
7. 仕入税額控除
8. 申告と納付・還付
9. 不動産取引における課税・非課税・不課税取引の例示

#### 第5章 不動産の取得と保有の税金

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 不動産の取得・保有に係る税率等便覧
3. 不動産取得税
4. 登録免許税
5. 固定資産税・都市計画税

#### 第6章 相続の税金

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 相続税の税率等便覧
3. 相続開始から申告までのフロー
4. 相続税計算のしくみ
5. 相続税の算出
6. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度 (創設)
7. 申告・納付
8. 所得税の準確定申告

#### 第7章 贈与の税金

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 贈与税の税率等便覧
3. 課税される財産と課税されない財産
4. 贈与税額の計算
5. 贈与税の配偶者控除の特例
6. 申告・納付
7. 相続時精算課税制度
8. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度 (創設)

#### 第8章 主な財産の財産評価の概要 (相続税・贈与税)

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 主な財産の財産評価の概要
3. 取引相場のない株式評価の概要
4. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

#### 第9章 その他

1. 平成21年度の税制改正のポイント
2. 附帯税の概要
3. 納税証明

### 第2編 営業に必要な法律

#### 第1章 相続の法律

1. 平成21年改正のポイント
2. 相続人と相続分
3. 相続の放棄と限定承認
4. 遺産分割
5. 遺言
6. 遺留分

#### 第2章 成年後見の法律

1. 平成21年改正のポイント
2. 成年後見制度
3. 法定後見制度
4. 任意後見制度
5. 後見登記制度

#### 第3章 不動産の法律

1. 平成21年改正のポイント
2. 不動産売買契約
3. 不動産の登記
4. 都市計画法
5. 建築基準法
6. 農地法
7. 生産緑地法
8. 土地区画整理法
9. 区分所有法 (マンション法)
10. 不動産の競売

#### 第4章 (根) 抵当権の法律抜粋

1. 平成21年改正のポイント
2. (根) 抵当権と租税債権との優劣

#### 第5章 借地借家の法律

1. 平成21年改正のポイント
2. 借地借家に関する新旧二つの法律
3. 普通借地権
4. 定期借地権
5. 借家の法律
6. 定期建物賃貸借等
7. 不動産賃借権と抵当権

#### 第6章 株式会社の法律

1. 平成21年改正のポイント
2. 会社の種類
3. 株式会社の設立
4. 株式
5. 自己株式
6. 新株予約権
7. 株主の権利
8. 株式会社の機関設計
9. 株主総会

- 10. 取締役
- 11. 取締役会
- 12. 会計参与
- 13. 監査役及び監査役会
- 14. 会計監査人
- 15. 募集株式の発行と増資
- 16. 減資
- 17. 会社の計算
- 18. 企業再編

- 第7章 事業の整理
- 1. 平成21年改正のポイント
  - 2. 事業整理の区分
  - 3. 事業整理の方法

### 第3編 営業に必要な財務会計

- 第1章 会計制度
- 1. 企業会計制度（会計基準）
  - 2. 企業内容の開示
  - 3. 会社法における計算書類
  - 4. 最近の会計制度改正
- 第2章 会計処理
- 1. 工事契約会計
  - 2. 棚卸資産会計
  - 3. 繰延資産会計
  - 4. リース会計
  - 5. 研究開発費（ソフトウェア）会計
  - 6. 減損会計
  - 7. 退職給付会計
  - 8. 金融商品会計
  - 9. 外貨建会計
  - 10. 連結財務諸表
  - 11. 企業結合会計及び事業分離会計
  - 12. 税効果会計
  - 13. 公益法人会計

### 第4編 セールスに役立つ応用知識

- 1. 個人の公募株式投資信託の税務
- 2. 変額個人年金保険の税務
- 3. 住宅ローン控除の活用法
- 4. 事業継承の進め方
- 5. 公的年金の基礎知識

### 第5編 実務に便利な一覧表

- 1. 市区町村役所への主な届出一覧
- 2. 法人設立に伴う提出書類
- 3. 印紙税一覧
- 4. 登記簿等に関する手数料
- 5. 遺言書に関する公証人手数料
- 6. 消滅時効一覧表
- 7. 各種社会保険料等料率表

## 内容見本

第3編 営業に必要な財務

勤務期間を通じて労働の提供にもともなって発生するものであり、その発生主義の考え方を採用している。

【新会計基準導入のイメージ④】<旧会計基準>

（退職金）		資産
積立不足 (オフバランス) 420	要支給額 700	
退職給付引当金 280 (オフバランス) (280-200)で説明		
（企業年金）		資産
積立不足 200	責任準備金 800 (オフバランス)	
年金資産 600		

【新会計基準】

（退職金・企業年金を包括的に把握）		資産
移行時差異 620 (420+200)	退職給付債務※ (退職金+年金分) 1,500 (700+800)	
退職給付引当金 (移行時差異算出前) 280		
年金資産 600		

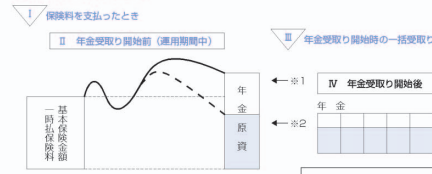
移行時差異の全額額 (退職給付費用) 620

資産	
退職給付引当金 (移行時差異算出後) 900 (280+620) (280-200)で説明	負債 退職金 700

※ 退職給付債務は、税理計算により求めるが、このイメージ図では別に要支給額と責任準備金の合計額とする。  
退職給付債務は全部が注記事項となる。

### 第2章 変額個人年金保険の税務

#### 【変額個人年金保険の概要図】

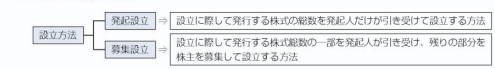


※1のケース：一時払保険料≤年金原資の場合のイメージ（自給き部分）  
※2のケース：一時払保険料>年金原資の場合のイメージ（割付け部分）

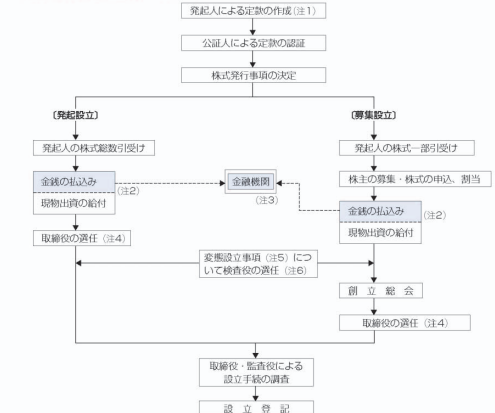
1. 保険料を支払ったとき
- 変額年金保険の保険料は、所得控除（一般の生命保険料控除）
2. 年金受取り開始前（運用期間中）
- (1) 運用期間中の運用益への課税
- 運用益については課税はなく、将来へ繰り延べられる。
- (2) 解約したとき
- 保険契約による年金支払開始前の解約返戻金の差益に対する
- | 年金種類      | 契約後5年以内の解約の場合 |
|-----------|---------------|
| 確定年金      | 20%源泉分離課税     |
| 保証期間付有期年金 |               |
| 保証期間付終身年金 |               |
- 一時所得の金額 = 総収入金額 - その収入を得る為の支出し  
(一時所得については16ページ、18ページ)
- 【注意点】
- ① 一時所得は確定申告の対象である。
  - ② 特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までできない。
  - ③ 一時所得の計算上生じた損失の金額はなかったものとしてできない。
  - ④ 総所得金額を計算する場合は、一時所得の金額の1/2とする。

### 3. 株式会社の設立

#### (1) 設立手続の概要



#### 【定款作成から設立登記までのフロー】



(注1) 定款は書面のほか、法務省令で定める電子的記録によることも可能となった。  
(注2) ベンチャーなどの起業促進効果を図るため、払込み金額が1円であっても株式会社を設立することが可能となった。  
(注3) 募集設立では、払込金保証証明が必要であるが、発起設立ではこれは不要となった。  
(注4) 監査役、会計参与、会計監査人を設けるときは、これらも選任しなければならない。  
(注5) 実業設立事項とは、設立する会社の財務的基礎を害するおそれのある次のような行為をいい、定款に記載しなければ、その効力がない。  
①発起人の受ける特別利益、報酬  
②増資出資、債権行使  
③設立費用（定款の認証手数料、払込取扱機関への報酬は除く）  
(注6) 特定の場合には検査役の選任不要（177ページ参照）。

## 『法律・税金・会計ハンドブック』（平成21年度版）の申込方法等

1. 価 格 1冊2,625円（税込）、5冊以上のお申込みの場合送料無料
2. 申 込 先 みずほ総合研究所株式会社 相談部 東京相談室  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル  
電話 03(3591)7077(代表) FAX 03(3591)7325
3. 申込方法 御会社で冊数を取りまとめ、下記購入申込書に記入し、上記申込先へFAX
4. 代金支払 当社請求書に基づき、指定口座へ振込  
請求書は商品発送後、別便で送付

### 【当社における利用目的】

ご登録いただく情報は本申込書の受付や請求等の管理および当社の商品、サービス等に関する各種提案や案内のために利用いたします。

みずほ総合研究所 相談部  
「法律・税金・会計ハンドブック」係 御中  
〔FAX03(3591)7325〕

### 購入申込書

「法律・税金・会計ハンドブック」（平成21年度版）について、次のとおり購入の申込みをします。

1. 申込日

平成 年 月 日

2. 申込冊数

冊

3. 御会社名

\_\_\_\_\_

4. ご送付先

ご住所 〒

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

5. ご担当者

ご所属

お名前

\_\_\_\_\_

以上